

平成28年第3回天塩町農業委員会総会議事録

招集年月日	平成28年6月28日(火)			
招集場所	天塩町役場 3階委員会室			
開閉日時 及び宣告	開 会	平成28年6月28日(火) 午前10時00分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
	閉 会	平成28年6月28日(火) 午前10時35分		
	議 長	会長 宍戸 栄一		
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員  出席 9名 欠席 3名  (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名		出欠別
	1	満 保 豊		○
	2	谷 村 敏彦		○
	3	奥 山 稔		○
	4	佐 藤 博幸		●
	5	山 本 俊栄		○
	6	吉 田 謙司		●
	7	湯 澤 敏孝		●
	8	鎌 田 英樹		○
	9	安 川 和範		○
	10	黒 川 益毅		○
	11	宍 戸 栄一		○
議事録署名委員	議席番号	1番 満 保 豊 2番 谷 村 敏彦		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	鎌 田 剛		
	事務局次長	小 塚 和博		
	総務係長	井 上 剛		
	総務係主事	佐 藤 健人		

平成28年度第3回天塩町農業委員会総会

- 議長  ただ今の出席委員は8名であります。  
定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第3回天塩町農業委員会  
総会を開催します。
- 議長  これから本日の会議を開きます。  
はじめに、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により、議長において、  
1番 満保豊君、2番 谷村敏彦君を指名します。  
次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は本日一日間とした  
いと思います。これにご異議ありませんか。
- 全員  異議なし。  
議長  異議なしと認めます。  
従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。
- 議長  それでは議事に入りたいと思います。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。  
議長  整理番号1番については、委員の案件でありますので、農業委員会法第  
31条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。  
(委員退席)  
議長  事務局より内容の説明を求めます。
- 事務局  ただいま議題となりました議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許  
可申請について」ご説明申しあげます。  
  
総括表に基づき説明申し上げます。2ページをご覧ください。  
整理番号1番につきましては、氏の経営移譲年金受給のため、  
氏から 氏に使用貸借権の設定をするものです。  
位置につきましては、3ページから4ページをご覧ください。  
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お  
願い申し上げます。
- 議長  ただいま、事務局より説明のありました整理番号1番について質疑を行いま  
す。  
全員  ありません。  
議長  質問なしと認めます。  
議長  お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。  
全員  異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。退席している委員は席にお戻りください。

( 委員入室)

議 長 次に、整理番号 2 番については、 委員の案件でありますので、農業委員会法第 31 条第 1 項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めます。

( 委員退席)

議 長 事務局より内容の説明を求めます。

事務局 整理番号 2 番につきまして説明申し上げます。  
整理番号 2 番については、 氏の経営移譲年金受給のため、 氏から山本俊介氏に使用貸借権の設定をするものです。  
位置につきましては、5 ページから 6 ページをご覧ください。  
事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局より説明のありました整理番号 2 番について質疑を行います。

全 員 質問なし。

議 長 質問なしと認めます。

議 長 お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。退席している委員は席にお戻りください。

( 委員入室)

議 長 次に、整理番号 3 番、4 番について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 整理番号 3 番から 4 番につきまして説明申し上げます。  
整理番号 3 番につきましては、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。  
整理番号 4 番につきましては、 氏から に使用貸借権の設定をするものです。  
位置につきましては、7 ページから 8 ページをご覧ください。

この 2 つの案件は、新たに農地の利用権を取得しようとする法人のため法人の要件審査が必要になりますので、詳細を説明いたします。

法人が、農地を所有又は賃貸借、使用貸借をするためには、農地所有適格法人であるか、株式会社が、一定の基準を満たすことで、解除条件付きの使用貸借による権利、又は賃借権の取得ができることとなっておりますが、株式会社については所有権の権利は取得できません。

なお、平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正農地法により、名称が農業生産法人から農地所有適格法人に変更になっております。

資料 1 「農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件の見直し」をご覧ください。

農地所有適格法人になるためには、4 つの要件を満たしていることが条件となります。

1 つ目は法人の組織についての要件です。

組織の要件として、農業協同組合法に基づく「農事組合法人」、会社法に基づく「株式会社（公開会社でないものに限る）」又は「持分会社」のいずれかであることとされ、これ以外の法人は、農地所有適格法人にはなれないことになっております。

なお、平成 18 年 5 月 1 日以前に設立された、有限会社につきましては、特例有限会社として、株式会社と同じ扱いとなっております。

また、株式の譲渡制限について、会社の承認を受けなければならない旨、定款に定められている必要があります。

次にふたつ目の事業要件ですが、主たる事業が農業であることとなります。これは売上高の過半が農業であることが要件となります。

次に 3 つ目の要件ですが、構成員の資格についてであります。

法人の構成員のうち、農業関係者、農業関係者とは常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等になりますが、それらの議決権が総議決権の 1/2 を超えることとされ、それ以外の要件は改正農地法により撤廃されました。

次に 4 つ目の役員要件ですが、役員の過半が農業（販売・加工等を含む）の常時従事者（原則年間 150 日以上）であることとされ、役員又は重要な使用人（これは農場長などを指しますが）、1 人以上が農作業に従事すること（原則年間 60 日以上）が要件となっております。

以上の要件をクリアすることで、農地所有適格法人となり、農地の所有、利用権の設定が可能になります。

つきましては、今回申請のあった株式会社宇野牧場について、資料 2 「宇野牧場の定款」、および資料 3 「農地所有適格法人としての事業等の状況」を踏まえながら 4 要件を確認していきたいと思います。

1 つ目の法人形態につきましては、株式会社であり、定款第 7 条に株式の譲渡制限が有りますので、要件を満たしております。

2 つ目の事業要件についてですが、定款および、資料 3、「農地所有適格法人としての事業等の状況」1-2 において、農業に該当しない事業は行っており

事務局

ませんので、要件を満たしております。

3つ目の構成員の要件についてですが、資料 3、「2 構成員すべての状況」において、構成員が農業関係者のみであり、総議決権の過半を超えておりますので、要件を満たしております

4つ目の役員要件についてですが、資料 3、「3 理事、取締役および業務を執行する役員の状況」において、役員が一名であり、かつ常時従事者ですので、役員の過半が農業の常時従事者という要件を満たしております。

つきましては、株式会社宇野牧場は農地所有適格法人の要件を満たしていることと考えられます。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご許可賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 3 番から 4 番について質疑を行います。

全員

質問なし。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議長

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。

議長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 2 号「農地法第 4 条による許可申請について」ご説明申し上げます。

当該案件は違反転用の案件であります。今回の申請にあたり始末書が提出されております。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。

12 ページをご覧ください。

申請者は、 氏、

申請地番は字更岸 番 となっており、転用面積は、217.62 m<sup>2</sup>となっております。

転用目的は、堆肥舎の建設であり永久転用となっております。

農地転用に関する許可基準から見た意見の欄につきまして、農地の区分と転用目的は、農用地区域内農地ではありますが、天塩町農業振興地域整備計画に

事務局

おける土地利用計画の農地から農業用施設用地への変更も完了していることから、転用はやむをえないものと考えます。

資力及び信用については、既に建設されておりますので問題ないと考えます。他の項目につきましては、該当なし、支障なしとなっております。

その他につきましては、農業振興地域の決定の欄ですが、平成 28 年 6 月 22 日に農業用施設用地に用途変更しております。

総合意見としては、許可相当としております。

申請書につきましては 14 ページから 16 ページ、図面等につきましては 17 ページから 24 ページ、始末書については、25 ページに添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑を行います。

全 員

質問なし。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題と致します。

議 長

事務局より内容の説明を求めます。

事務局

それでは、ただいま議題となりました議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申しあげます。

別記第 2 号様式 意見書の書式に基づいてご説明申しあげます。28 ページをご覧ください。

貸主は 氏、借主については、 となっております。土地については、字更岸 番 外 3 筆となっており、転用面積は、37,383.33 m<sup>2</sup>となっており、転用目的は砂採取で、工期は平成 28 年 7 月 27 日より平成 29 年 7 月 26 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3 年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。また申請区域内に公衆用道路がありますが、地権者である天塩町の同意があるため問題ないと考えます。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと

事務局

考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

30 ページから 51 ページには申請書及び、図面等を添付しております。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑を行います。

全員

質問なし。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり許可されました。

議長

次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」を議題とします。

整理番号 5-1 から 5-2 につきまして事務局より内容の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による計画書の決定について」につきまして内容をご説明申し上げます。

所有権移転の案件から総括表に基づき説明申し上げます。

53 ページをご覧ください。

整理番号 5-1 についてであります、  
氏から  
に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、54 ページ、55 ページをご覧ください。

次に整理番号 5-2 についてであります、  
氏から  
に所有権移転をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、56 ページ、57 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 5-1 から 5-2 の所有権移転の質疑を行います。

奥山委員

5-2 について、金額が随分安いと思うが。

事務局

売買金額については、二者間で合意の上、農用地利用集積計画書の提出がなさ

事務局

れていますが、固定資産評価価格より安い場合は、贈与とみなされ、クドウファームに贈与税がかかる場合があります。

議長

他に質問はありませんか。

全員

質問なし。

議長

質問なしと認めます。

議長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議長

次に、整理番号 6-1 から 6-9 について事務局より内容の説明を求めます。

事務局

利用権の設定の案件につきまして説明申し上げます。

整理番号 6-1 についてであります、 から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、59 ページ、60 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-2 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、61 ページ、62 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-3 についてであります、 から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、61 ページ、63 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-4 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、61 ページ、64 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-5 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、61 ページ、65 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-6 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。

位置につきましては、66 ページ、67 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-7 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
位置につきましては、66 ページ、68 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-8 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
位置につきましては、69 ページ、70 ページをご覧ください。

次に整理番号 6-9 についてであります、 氏から 氏に利用権の設定をするものです。

条件面は、ご覧の総括表のとおりとなっております。  
位置につきましては、69 ページ、71 ページをご覧ください。

事務局の説明は以上になりますが、よろしくご審議、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明のありました整理番号 6-1 から 6-7 の利用権設定の質疑を行います。

全 員

質問なし。

議 長

質問なしと認めます。

議 長

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり決定されました。

議 長

以上で本総会に付された案件はすべて終了しました。  
お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成 28 年度第 3 回天塩町農業委員会総会を閉会といたします。

平成 28 年 6 月 28 日

署名委員

( 1 番) 満保 豊 (印)

( 2 番) 谷村 敏彦 (印)